第2次 八街市協働のまちづくり推進計画 (素案)

令和4年 月

八 街 市

目 次

第1部 はじめに

- 第1章 計画の概要
 - 1. 計画策定の背景と趣旨
 - 2. 計画の位置づけ
 - 3. 計画期間
- 第2章 推進計画の行動理念と基本原則
 - 1. 協働のまちづくりキャッチフレーズ及び行動理念
 - 2. 協働のまちづくりにおける基本原則(協働を進める上で配慮すること)
 - 3. まちづくりの基本的な考え方

第2部 現状と課題

- 第1章 八街市の現状について
 - 1. 第1次推進計画の振り返り
 - 2. 十分に成果が得られなかった事業

第2章 課題

- 1. 各種事業における参加者アンケート及び協働のまちづくりに関するアンケート結果の分析
- 2. 第2次推進計画の策定に向けて実施したワーキンググループ

第3部 計画の具体的施策

- 第1章 計画理念と基本方針
 - 1. 計画理念
 - 2. 基本方針
- 第2章 推進体系と施策の展開
 - 1. 目標体系
 - 2. 協働推進体系
 - 3. 施策の展開
 - 4. 協働推進事業
 - 5. 推進計画の指標
- 第3章 進行管理と検証
 - 1. 進行管理
 - 2. 推進体制
 - 3. 検証体制

第4部 協働事例

- 第1章 行政参加の事例(市の事業に市民等が参加・協力している事例)
 - 1. 施設の維持・管理
 - 2. 福祉
 - 3. イベント・講演等
 - 4. 環境美化・保全
 - 5. 安心·安全
 - 6. 広報·市民周知
 - 7. 市民意見・アイデア
 - 8. その他
- 第2章 地域自治の事例(市民等が主体的に取り組んでいる活動の事例)
 - 1. 地域組織
 - 2. NPO法人
 - 3. ボランティア・市民活動団体
 - 4. 事業者
 - 5. 各種実行委員会

第5部 協働のまちづくり推進のあゆみ

第1部

はじめに

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、八街市総合計画2005(平成17年3月策定)において、「ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、心安らぐまちづくりを、市民と行政の協働により進めます。」をまちづくりの基本理念として位置づけ、この方針は、現八街市総合計画2015(平成27年4月策定)においても、八街市がめざす将来のすがたの基本理念として引き継がれています。

この間、平成25年10月に本市における協働のまちづくりに関する指針の 策定を目的として、八街市協働のまちづくり検討会、また、八街市協働のまち づくり推進協議会を設置し、平成27(2015)年11月には「八街市協働 のまちづくり指針」を策定しました。

さらに、平成29(2017)年2月に、協働のまちづくりを推進するための具体的な取り組み「八街市協働のまちづくり推進計画」(以下「第1次推進計画」という。)を策定、同年7月、協働のまちづくりを推進するための仕組みや基本的なルールを定めた「八街市協働のまちづくり条例」を制定し、地域自治及び行政参加の推進に取り組んできました。

第1次推進計画策定当初は、市職員を始め、多くの市民にとって、「市民協働」になじみが薄く、十分に理解されない中、広く市民に理解されることを目指して、協働推進事業に取り組んできましたが、自助・共助の取組を出発点として、自助・共助では解決できないことを公助で補完するといった補完行政の考え方がまだ浸透しておらず、協働の視点をもって、十分に課題の解決が図られていない状況にあります。また、地域の問題や課題を共有するために、市民同士、あるいは市民と行政が情報を持ち寄り、現状について深掘りする場や機会が少ないため、依然として課題の解決に向けて市民や市民活動団体、事業者などの知恵や力が十分に引き出されていないことも否定できません。

特に協働のまちづくりの拠点となる施設の設置や、まちづくりをコーディネートする人材の発掘・育成・配置については、未だに進展が見られず、地域課題解決への取り組みは、必要な情報提供などの支援を積み重ねることで修練されていくものであることから、市民活動の活性化のための環境づくりが急務となっています。

これらの状況を踏まえ、協働の考え方をもとに、これまで以上に市民と行政 とのつながりの創出を図るほか、コロナ禍における新しい生活様式への対応と いった、時代のニーズに応じた市民協働によるまちづくりをより一層推進する ため、「第2次八街市協働のまちづくり推進計画」(以下「第2次推進計画」と いう。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

第2次推進計画は、平成29年7月に制定した「八街市協働のまちづくり条例」に基づき、本市において協働のまちづくりを推進するための具体的な取組についてとりまとめたものです。また、本市の最重要計画で平成27年4月に策定した「八街市総合計画2015」の分野別計画として位置づけられます。

八街市総合計画2015

(平成27 (2015) 年4月策定)



八街市協働のまちづくり指針

平成27(2015)年11月制定



第2次八街市協働のまちづくり推進計画

計画期間:令和4(2022)年~令和8(2026)年



八街市協働のまちづくり条例 平成29 (2017)年7月制定

3. 計画期間

計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。 なお、計画の方針及び協働推進事業については、事業の検証結果や社会情勢の 変化などを踏まえ、必要に応じて適宜見直すこととします。

第2章 推進計画の行動理念と基本原則

1. 協働のまちづくりキャッチフレーズ及び行動理念

八街市に関わるすべての人びとが、市民と市職員で策定した「八街市協働のまちづくり指針」に掲載されている八街市協働のまちづくりキャッチフレーズと八街市協働のまちづくり行動理念(8つの標語)のもとに、互いに手を取り、連携・協力し合いながら、協働による地域課題の解決に取り組み、誰もが安全・安心に暮らすことのできるまちを目指します。

①八街市協働のまちづくりキャッチフレーズ

人にやさしく、地域で支えあい 明るい未来が見えるまちづくりを目指して!

- や)やさしい気持ちで
- 〔ち〕地域をむすび
- ま まちをつくれば
- [た] 楽しい未来

※「八街市協働のまちづくり指針」より

②八街市協働のまちづくり行動理念

【ふれあい】

標語1 人と人とがふれあい、つながりのある街を目指しましょう。

標語2 声かけ、あいさつをし、顔の見える街にしましょう。

【支え合い】

標語3 お互いを思いやり、寄り添いながら安全・安心と信頼にあふれた街 にしましょう。

【集い】

標語4 情報を発信、共有しみんなで話し合う街にしましょう。

標語 5 交流や話し合いの場や機会を多く設け、参加しやすい街にしましょう。

【郷 土 愛】

標語 6 ふるさと「やちまた」に誇りと愛着をもち、豊かな資源を有効に 活用し、将来世代につなげていきましょう。

標語7 まちづくりに参加する意識を持ち、この街のために一人ひとりが 自ら考え行動し、住みやすい街にしましょう。

【つながり】

標語8 様々な人・団体の縦のつながり・横の広がりを充実させ、様々な活動主体が豊かな発想をもって協力し合うことのできる街にしましょう。

※「八街市協働のまちづくり指針」より

2. 協働のまちづくりにおける基本原則(協働を進める上で配慮すること)

市民・市民活動団体・企業などと行政が協働によるまちづくりを推進するために互いに配慮すべき基本事項について掲載します。

《対等性》

民主主義の原理からすれば、市民が主役であり、行政は公共に奉仕する 立場ですが、具体的な政策を練るという場面では、それぞれの活動主体が 対等な関係で連携・協力し、まちづくり活動に取り組みます。

《自立性》

自分がまちづくり活動を行う主体であることを自覚し、地域社会へ貢献するために自らの責任のもとに自分の役割を果たします。

《相互理解》

互いの立場を理解・尊重したうえでまちづくり活動を行います。

《目的の共有》

現場主義に徹し、当事者に接近していくことを通じて、お互いが共有する目的を相互に理解し合い活動に取り組みます。

《補完性》

様々な立場の特性や長所を活かし、不足する部分を互いに補完し合うことで、相乗効果を生み、活動内容を豊かにします。

《対話と役割合意》

活動主体が担うそれぞれの役割・責任は、対話を重ねて確認します。

《情報共有》

活動主体が抱える地域課題や協働に関する活動内容などの情報を公開し、その情報を皆で共有することで、協働による取り組みを活性化します。

※「八街市協働のまちづくり指針」より

3. まちづくりの基本的な考え方

まちづくりの基本的な考え方としては、市民による「自助」の取り組みを 起点とし、市民の支え合いによる「共助」の取り組みで「自助」の活動を補う といった市民の自発的な取り組みをまちづくりの基礎とし、市民だけでは解決 できない課題に対して「公助」により行政が取り組みます。

このような「自助」「共助」「公助」の補完の原則のもと、まちづくりを進めていく必要があります。

まちづくりの基本的な考え方



【自助】:まずは自分で

【共助】:自助でできないことを地域などで

【公助】:自助、共助でも解決できないことを公助(行政)で

市民、地域、行政が連携を図ってまちづくり

このまちづくりの基本を踏まえつつ、前述に述べた行政参加と地域自治の 2つの協働の取り組みを推進し、「自助」「共助」「公助」のそれぞれの取組を 充実させていきます。

特に地域自治の推進は、「共助」の領域を充実させる取り組みであり、今後のまちづくりにおいて重要な領域です。

この「共助」の分野が充実しなければ、「公助」の負担が重くなる一方ですし、行政における財源には限りがあることから、すべての課題を「公助」の範囲で対応することはできず、そこから漏れてしまう課題は「自助」への領域へと切り捨てられてしまいます。

このことから、これからのまちづくりにおいては、個人や家族による「自助」の取組では、解決できない課題を地域や企業、ボランティア団体などが連携して課題解決を図っていくといった「共助」の活動を広げていくことが重要になります。

第2部

現状と課題

第1章 八街市の現状について

1. 第1次推進計画の振り返り

協働推進1 担い手

- ①区・自治会への参加促進
- ②協働のまちづくりPR用パンフレット作成
- ③小中学生に向けた市民協働の啓発・ボランティア活動への参加体験
- ④民間事業者における社会貢献活動の促進
- ⑤NPO法人の設立支援
- ⑥市民講演会等の開催
- ⑦高齢者の地域活動への参加促進
- ⑧高校・大学等の教育機関との連携促進

【主な成果】

- ○区長会勉強会等の実施(実施回数合計6回、参加者合計延べ279人)
 - ・各区が実施している加入促進策等 ・災害時の地域と行政の連携
 - ・自主防災組織立ち上げに対する支援
- ○協働のまちづくりガイドブック(PRパンフレット・リーフレット)作成
 - ・ずっと住みたい!この街に やちまた知恵袋 3,000部
 - ・ずっと住みたい!この街に 高齢者支援編 1,000部
 - ・ずっと住みたい!この街に 子育て編
- 1,000部
- ○夏休みボランティア体験教室の後援
- ○民間事業者を対象とするアンケートの実施
- ○図書館コラボ企画 第1回ビジネスサロン「図書館で学ぶNPOのいろは」 の実施(参加者33人)
- ○市民講演会の実施(実施回数合計2回、参加者合計延べ130人)
 - ・協働まちづくりセミナーin八街
 - ・誰もがくらしやすいまちづくりセミナー (八街市と八街市社会福祉協議会のコラボ企画)
- ○高齢者学級等の実施
- ○県内大学との包括的連携によるオンライン学習等の実施

《課題及び今後の方向性》

対話を通じて地域の課題を発見・共有し、見える化していくことが肝要であり、 その過程において、誰が何をできるのか、役割を明確にした上で、それぞれの主体が 互いに補完し合いながら役割を果たしていく必要があります。

協働推進2 しくみ:情報共有

- ①市民活動サポートセンター(まちづくりセンター)の設置
- ②市民協働活動の事例周知
- ③市ホームページにおける市民活動推進に関する情報掲載ページの開設

【主な成果】

- (仮称) 市民活動サポートセンターの段階的設置に関する基本方針の決定
 - ・他自治体が設置する市民活動サポートセンターの視察
 - ・市民活動サポートセンターの機能等に関する提言(答申)のとりまとめ
- ○市民、庁内への事例周知
 - ・庁内各課が把握する市民活動等の調査の実施
 - ちばコラボ大賞への応募
- ○市民協働推進課ホームページの開設

《課題及び今後の方向性》

市民と行政双方が相談や提案を持ち寄り、確かめ合いながら、具体的な協働事業 を編み出していくためには、それぞれを媒介する機能が重要であり、まずは、その 役割を果たすコーディネーターを早期に配置する必要があります。

協働推進2 しくみ:話し合いの場・機会づくり

- ①市民主体による円卓会議(協働のまちづくりの連絡協議会)の実施
- ②パブリックコメント制度の導入
- ③審議会等への公募等による市民の参画促進
- ④市政に関する出前講座の実施

【主な成果】

- ○「八街市市民意見公募手続の実施に関する規則」の制定(平成29年7月)
 - ・ 意見公募実施件数合計 36件、いただいた意見の数 379件
- ○「八街市審議会等の委員の公募に関する規則」の制定(平成29年7月)
 - ・公募実施件数合計18件、公募委員の人数延べ38人
- ○知っ得・納得やちまた出前講座制度の創設(平成31年4月)
 - ・令和元年度実施 講座メニュー数32、実施講座数10、実施回数210回、参加者合計延べ2,718人

《課題及び今後の方向性》

何らかのテーマに関して、行政・地域ではどのような取組がなされているのか、 如何なる成果が上がり、課題が残されているのか、立場の異なる者同士が情報を持 ち寄り、現状について徹底的に深掘りしていく場として、市民主体による地域円卓 会議のような場を設置する必要があります。

協働推進2 しくみ:市民活動連携支援

- ①市民活動サポートセンターの設置(再掲)
- ②市民活動支援アドバイザー(コーディネーター・つなぎ役)の育成・設置
- ③市民活動リーダーの育成
- ④市民提案型まちづくり活動支援補助金制度の創設
- ⑤コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの普及促進
- ⑥地域まちづくり組織の設立・運営支援

【主な成果】

- ○地域力向上スクールの実施(実施回数合計3回、参加者合計延べ111人)
- ○コミュニティビジネスシンポジウムの開催 (千葉市主催)

《課題及び今後の方向性》

様々な分野で活動の担い手となりうる熱い想いを持っている市民が話し合える 場や機会をつくり、地域の課題や資源を共有・発信する拠点や、地域を面で捉え て地域に点在する様々な資源を多方面へ丁寧につなぎ合わせる機能として、まち づくりコーディネーターや市民活動サポートセンターといったソフトとハード、 両面の整備を着実に進めていく必要があります。

協働推進3 地域資源:まちづくりに活かす資源(ひと、お金、モノ、情報)の充実

- ①空き家・空き店舗を活用したまちづくり拠点の整備
- ②地域資源を有効活用するための調査・研究
- ③協働人材バンク制度の創設
- ④市民活動に対する寄附金の創設
- ⑤ふるさと納税の利活用

【主な成果】

- ○空店舗活用事業(1店舗)
- ○市民活動等に関する情報収集及び事例周知(活動等の視察件数合計91件)

《課題及び今後の方向性》

政策はもとより各種事業の計画から実施に至るまでの各過程において、市民・市民活動団体・事業者などの知恵や力を引き出し、活かしていくことが求められ、協働の視点を持って、多様な活動主体と連携・協力していく必要があります。

協働推進4 行政提案:行政から市民への働きかけ

- ①まちづくりサポーター制度の創設
- ②アダプト・プログラム制度(公共施設の里親制度)の創設

【主な成果】

- ○市民サポーターの募集(10事業)
- ○八街市公園サポーター制度(5団体)

《課題及び今後の方向性》

行政と市民等が協力・連携するためには、様々な問題や課題を可視化し、市民等がまちづくりへの関わり方を想像できるように働きかけることが肝要であり、活動の魅力や楽しさといった付加価値や具体的な取組の事例を付け加えるなどして、積極的に情報を発信していく必要があります。

協働推進5 体制:庁内体制の整備

- ①市民協働推進課の設置
- ②協働のまちづくり推進計画の検証組織の設立
- ③市職員研修会の実施
- ④全庁で取り組む協働推進体制の構築
- ⑤地区別担当者制度の導入

【主な成果】

- ○市民協働推進課を設置(平成29年4月)
- ○八街市協働のまちづくり推進本部を設置(平成29年7月)
- ○八街市協働のまちづくり推進委員会を設置(平成29年9月)
- ○職員研修会の実施(実施回数合計5回、参加者合計延べ530人)
 - ・協働のまちづくりの基礎知識
 - ・Zoom の使い方講座
 - ・地域に出る研修会「コミトレ」

《課題及び今後の方向性》

地域課題や市民ニーズを把握するためには、職員が地域に出て市民との接点を持つ 必要があり、職員一人ひとりが地域の活動やイベントへの参加を通じて地域を知ろう とする意識が持てるよう、職員の意識改革や全庁的な体制づくりを進めていく必要が あります。

2. 十分に成果が得られなかった事業

- ・(仮称) 市民活動サポートセンター及びコーディネーターの設置
- ・市民提案型まちづくり活動支援補助金制度の創設
- ・地区別担当者制度の導入
- ・地域まちづくり組織の設立及び運営支援
- ・協働人材バンク制度の創設
- ・市民活動に対する寄附金制度の創設

第2章 課題

1. 各種事業における参加者アンケート及び協働のまちづくりに関するアンケート結果の分析

第2次推進計画の策定にあたり、現状の課題や協働のまちづくりに求めていることを明らかにするため、これまでに行ったアンケートを分析した結果、次の6つの課題が浮き彫りになりました。

- ①「協働のまちづくりの理解度」の向上
- ②「多様なまちづくり活動への参加の入口」づくり
- ③「話し合い、出会いの場」づくり
- ④「知る機会、気づき、共感」づくり
- ⑤「学びの場」づくり
- ⑥「横のつながり」づくり

2. 第2次推進計画の策定に向けて実施したワーキンググループ

- (1)情報共有WG
- (2) 話し合いの場・ネットワークづくりWG
- (3) 地域資源の掘り起こしと見える化WG

上記3つのワーキンググループにおいて、協働のまちづくりが進展しない要因について深掘りした結果、いずれのワーキンググループにおいても情報共有の重要性がポイントとして挙げられました。

まちづくりの営みの中で情報を発信する人と受ける人、支援を必要とする人と支援をする人、地域資源を提供する人と必要とする人などが、コミュニケーションを図ることで情報は共有されていくので、情報共有を推進するためには、それぞれがつながり、相互に働き掛け合える場づくりや仕組みづくりを行っていく必要があります。

これは、市民と市職員との関係性においても同様で、協働のまちづくりを推進するためには、市民と市職員がお互いに何ができるのかを共有するために話し合う場が必要であり、今回のワーキンググループを通じて、その意義を参加者間で共有できたものと思われます。

第3部

計画の具体的施策

第1章 計画理念と基本方針

1. 計画理念

第2次推進計画では、本市に関わるすべての人々(市民、市民活動団体、事業者等)がまちづくりに参加しやすく、互いに連携・協力して様々な課題に取り組むことができるように、市民参加の仕組みや市民同士のつながり・連携しやすい環境の整備などについて計画し、市民参加の裾野を広げ、互いに支え合って活動する機会を増やすことを目的とし、少子高齢化・人口減少社会に対応した「協働」による持続可能なまちづくりを推進していきます。

計画理念

少子高齢化・人口減少社会に対応した 協働による持続可能なまちづくり

2. 基本方針

第2次推進計画では、協働のまちづくりの指針や条例、第1次推進計画の事業評価の内容を踏まえ、「情報共有の推進」「地域資源の活用」「地域自治の推進」「行政参加の推進」「庁内体制の整備」の5つの計画体系に沿って協働推進事業を展開し、計画理念の実現を目指します。

第2章 推進体系と施策の展開

1. 目標体系

計画理念を実現するために達成すべき目標について、5つの目標体系 に分類し、事業を実施します。

【目標1】

まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。

【目標2】

様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。

【目標3】

異なる分野の活動主体同士の連携を増やし、効果的な事業の促進を図る。

【目標4】

まちづくりに活かせる地域資源(人・モノ・お金・情報)を発掘・育成し、有効活用するための場や機会を増やす。

【目標5】

市が実施する事業において協働の手法を数多く取り入れる。

2. 協働推進体系

目標体系に掲げる5つの目標を達成するため、協働推進の基盤となる 取り組みについて、八街市協働のまちづくり条例に基づき、5つの協働 推進体系に分類し、事業を実施します。

【協働推進1】情報共有の推進

まちづくりの主体である市民等がつながり、相互に働き掛け合いながらまちづくりに取り組めるよう、情報共有を推進します。

【協働推進2】地域資源の活用

まちづくりに活かすことができる地域資源を掘り起こし、有効活用 してまちづくりに取り組むことを推進します。

【協働推進3】地域自治の推進

市民等が、地域に関わる情報を持ち寄り、地域の課題を発見し、主体的に課題解決に向けて取り組むことを推進します。

【協働推進4】行政参加の推進

市が実施する様々な政策の過程において、多くの市民等の参画を推進し、市民等の意見を取り入れて事業を実施します。

【協働推進5】庁内体制の整備

庁内において連携してまちづくりに取り組む体制を整備します。

3. 施策の展開

上位 計画	目的	目標体系
		目標 まかす まかす まか まか まか まか ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま
八つの街づくり 七の街 め	少子高齢化・人口減少社会に対応	様々な活・ がを がでまま で 動 を も が で 動 を や す う 。 も が る り り り り り り り り り り り り り り り り り り
前画2015 政策のざします!市民とともにつくる街の	いくり推進計画 計画理念 いんた協働による持続可能なまちづくり	里なる体増な図る体増な図る 乗動主を増な図る まままでは まままでは まままます。
	()	まかけん・情育用や機・活場から、地域のでは、は、地域のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
		目標の手法への手法を数 取り入れる

	目標体系
目標 1	まちづくりに参 加する「団体、 の の の の の の の で き 者 」 を 増 や す 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。
目標 2	様々な活動主体 な活動主体 は悪いで は は が は が さ く 機 会 を す 。 。 。 。 。 き で う う 。 し も り ら く り も り も う も も り も う も も り も う 。 。 。 ら り 。 。 。 ら り 。 。 も り 。 。 。 も り 。 。 と う 。 と 。 と う と う と う と う と う と う と
目標3	異なる分野の活 動主体同士の連 携を的な事業の促 進を図る。
目標 4	まかけ、(からない)に資・をはしている地では、はず・をない。 はっぱい かい はい
目標 5	市が実施する事業において協働 の手法を数多く 取り入れる。

1	体系	協働推進事業
		1 (仮称) 市民活動サポートセンターの段階的な設置
		2 協働のまちづくりPRパンフレット作成
		3 小中学生に向けた市民協働の啓発及びボランティア活動への参加機会の拡充
協働推	情報共有	4 市民講演会等の開催
進	作の推進	5 市民協働活動の推進に関する情報の収集・発信
	Æ	6 知っ得納得やちまた出前講座の実施
		7 (仮称)協働のまちづくりネットワークの設立
		8 まちづくりに活かせる情報の発信
協	地域	1 新たな活動拠点の調査・発掘
働 推 進	働 資 推 源	2 協働人材バンク制度の創設
2		3 寄附により市民活動を支援する仕組みづくり
		1 自治組織への参加促進
		2 高齢者の地域活動への参加促進
協働推	地域自治	3 市民主体による円卓会議の実施
進 3	2の推進	4 コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの普及促進
		5 地域まちづくり協議会の設立・運営支援
		6 地域力向上スクールの実施
	4-	1 高校生・大学生が活躍するまちづくりの推進
協働		2 パブリックコメント制度の見直し
進		3 市民提案型まちづくり活動支援補助金制度の創設
		4 市民サポーターによるまちづくりの推進
協働推	庁内体	1 全庁で取り組む協働推進体制の強化
進 5	体盤制	2 地区別担当者制度の導入に向けた地域活動体験研修の実施

重点	左記協	働推進事業	業によって	達成される	る目標	計画工程
事業	1	2	3	4	5	R4 R5 R6 R7 R8
0		•	•			ソフトの検討・導入 ハードの検討
	•					見直し 検討 実施 見直し 検討
	•					実施
	•					実施
		•				手法の検討実施
		•			•	実施
0		•	•	•		情報収集・研究・検討 実施
0	•	•	•			情報収集·研究·検討実施
				•		情報収集·研究·検討
0		•		•		情報収集・研究・検討実施
:				•	•	仕組みの研究 検討 実施
	•					実施
	•	•				実施
0		•	•			情報収集·研究·検討実施
		•				実施
	•	•	•			調査研究 検討 実施
	•			•		実施
	•					情報収集·研究·検討
					•	分析・見直し 実施 分析・見直し
	•	•			•	検討 実施 分析·見直L
0		•			•	実施
					•	実施
0					•	検討実施

4. 協働推進事業 【協働推進1】情報共有の推進

[1-1]

事業名	(仮称) 市民活動サポートセンターの段階的な設置
	市民等による活動を支援する中間支援組織がないため、情
	報の共有や主体間をつなぐコーディネートができていない。
	また、市民活動に必要となる会議スペースや備品などの整備
구다 시 D 국때 변국	もされていない。
現状・課題	ハード機能を整備するためには、適切な場所の選定や他の
	施設との複合的な利用方法など、公共施設の効率的・効果的
	な活用方法について十分に検討する必要があることから、施
	設の整備までに時間を要する。
	市民等のまちづくりに関する取組をコーディネートする
目的	いわゆる中間支援を行うための人員(コーディネーター)を
ם די	配置し、多様化するまちづくりの課題を解決するため、あら
	ゆる活動主体が協働で取り組むことのできる体制を整える。
	市民協働推進課内にまちづくりをコーディネートする専
	門職(コーディネーター)を配置し、市民活動の支援(相談
	業務)をはじめ、人、モノ、お金、情報といった地域資源を
	把握し、必要とする人につなげていき、地域資源を最大限に
事業内容	活かすための環境を先行して整備する。
	また、市民活動サポートセンターの設置場所や運営方針等
	について併せて検討を進める。
	※(仮称)市民活動サポートセンターの段階的設置に関する
	基本方針(令和元年10月7日決定)参照
協働適正事業	まちづくり活動における連携支援・ネットワークづくり【市
	民協働推進課】
	地域自治・市民活動の推進と連携・支援【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課
指標	(仮称) まちづくりコーディネーターの配置

※この事業は協働推進体系の<u>【協働推進2】地域資源の活用</u>にも分類されます ※この事業は協働推進体系の<u>【協働推進3】地域自治の推進</u>にも分類されます ※この事業は協働推進体系の<u>【協働推進4】行政参加の推進</u>にも分類されます ※この事業は協働推進体系の<u>【協働推進5】</u>庁内体制の整備にも分類されます

[1-2]

事業名	協働のまちづくりPRパンフレットの作成
	市民自らがまちづくりの当事者として参加する意識が不足
現状・課題	している。また、市民同士が自ら地域の課題に取り組む機会
	が少ない。
	市民一人ひとりのまちづくりへの参加意識の向上を図り、互
目 的	いが協力して取り組んでいくことの大切さの理解を深め、市
	民活動の促進を図る。
	・既存のパンフレットの見直しを図るとともに、地域の特性
	に応じた活動や分野別のパンフレットを新たに作成し、ま
事業内容	ちづくりへの多様な関わり方を周知する。
一	・次代のまちづくりの担い手を育成するため、協働のまちづ
	くりについてわかりやすくまとめた小中学生向けのPR
	パンフレットを作成する。
協働適正事業	協働のまちづくりの意識の醸成【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課
+1	PR パンフレットの作成数
指標標	PR パンフレットの配布数

[1-3]

事業名	小中学生に向けた市民協働の啓発及びボランティア活動へ
尹未石	の参加機会の拡充
	住民意向調査において、八街市を自分のまちとして愛着を感
現状・課題	じている人の割合が、5割以下となっており、郷土愛の醸成
	が課題となっている。
	小中学生がボランティア活動へ参加する機会を増やし、
目的	活動を通じて自分が住むまちに愛着を持ってもらうことで、
	将来にわたり、自らがまちづくりに参加する基礎を築く。
	・小中学生向けの協働のまちづくりPRパンフレットを作成
事業内容	する。
事 未门在	・ボランティア活動に取り組む市民活動団体や事業者等
	と連携し、ボランティア活動への参加機会を拡充する。
協働適正事業	協働のまちづくりの意識の醸成【市民協働推進課】
	まちづくり活動の担い手づくり【市民協働推進課】
	夏休みボランティア体験教室【社会福祉協議会】
関連部署など	市民協働推進課、社会福祉協議会
	PR パンフレットの作成数
指標	PR パンフレットの配布数
	子どもボランティア体験教室参加者人数

[1-4]

事業名	市民講演会等の開催
	市民のまちづくりへの参加意識・当事者意識が低下してい
現状・課題	る。また、市民同士のつながり・連携も不足していることか
	ら、互いに協力し合って活動するといった機会が少ない。
	市民の協働によるまちづくりの理解を深め、多くの市民にま
□ <i>6</i> 5	ちづくりに参加してもらう。また、市民同士で情報を共有し、
目的	互いに協力してまちづくりに取り組むことの大切さを学ぶ
	ことで、支え合えるまちの実現を図る。
	基調講演を主とした協働のまちづくりに関する講演会を実
事業内容	施する。また、オンラインツール等の活用も視野に入れ、時
	代に即した開催方法を検討する。
協働適正事業	協働のまちづくりの意識の醸成【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課
	市民講演会の開催数
指標	職員研修会の開催数
	市民講演会参加者数
	職員研修会参加者数

[1-5]

事業名	市民協働活動の推進に関する情報の収集・発信
	市内でどのような市民活動が行われているのかが知られて
現状・課題	いない。また、その情報をどうすれば得ることができるのか
	についても仕組みが構築されていない。
目的	市内で活躍する市民の活動事例を紹介することで、その取組
П нл	に対する賛同者を創出し、多様な主体の巻き込みを図る。
	地域づくりに関わる市民や市民活動団体、事業者、学校等の
事業内容	様々な活動を取材し、地域資源に関する情報を掘り起こすと
	ともに、活動内容について発信する手法について検討する。
協働適正事業	情報共有の推進【市民協働推進課】
	ソーシャルメディアを活用した情報発信の強化【秘書広報
	課】
関連部署など	全庁
指標	市民活動の取材件数
1日	情報発信する手法の数

[1-6]

事業名	知っ得納得やちまた出前講座の実施
祖仆 細胞	令和元年度から出前講座を実施しているものの、多くの講座
現状・課題	は活用されていない状況にある。
	市政に関心のある内容について、直接市民に説明する機会を
目的	設け、市の取り組みに対する市民の理解を深め、まちづくり
	への市民参加の促進を図ることを目的とする。
	・ある一定以上の人数が参加する集会等にテーマに応じた担
	当職員が出向き、市の政策や制度・事業について説明し、
事業内容	テーマに関する意見交換を通じて、市民の市政への理解を
ず未71分	深めてもらう。
	・周知の方法やオンライン配信等の時代に即した実施方法に
	ついて検討する。
協働適正事業	話し合いの場・機会づくり【市民協働推進課】
	ソーシャルメディアを活用した情報発信の強化【秘書広報
	課】
関連部署など	全庁
指標	出前講座の講座数
1日 保	出前講座の参加人数

[1-7]

[[- /]	
事業名	(仮称)協働のまちづくりネットワークの設立
現状・課題	市民や市民活動団体、事業者など、まちづくりに取り組む 様々な活動主体は個別化・孤立化しており、分野や地域を越 えて情報共有できる仕組みがない。
目的	まちづくりに取り組む様々な活動主体間の情報共有を促進する。
	まちづくりに取り組む様々な活動主体がつながり、情報を共 有できるネットワークを構築する。 【イメージ図】
事業内容	市民
協働適正事業	まちづくり活動における連携支援・ネットワークづくり【市 民協働推進課】
 関連部署など	全庁
指標	協働のまちづくりネットワーク構築 ネットワークに参加する活動主体の数

[1-8]

11-01	
事業名	まちづくりに活かせる情報の発信
現状・課題	市民等による自助・共助の取組を支援する視点から、市が保
九八 床庭	有している情報の発信が十分にされていない。
目的	市が保有している情報を様々な媒体を用いて積極的に発信
<u>н</u> ну	することで、地域課題の解決等につなげる。
	市が保有している情報が地域課題を解決するために利活用
	されるよう、情報を受け取る主体に応じて媒体やコンテンツ
	を使い分けながら戦略的に情報を発信する。
	【イメージ図】
事業内容	市民 市民 市民 市民 市民 市民 市 (仮称) 市民 活動サポート センター NPO 事業者
	事業者
協働適正事業	情報共有の推進【市民協働推進課】
	地域資源の有効活用【市民協働推進課】
	ソーシャルメディアを活用した情報発信の強化【秘書広報
	課】
関連部署など	全庁
指標	情報発信に対する満足度

※この事業は協働推進体系の【協働推進2】地域資源の活用にも分類されます

【協働推進2】地域資源の活用

[2<u>-1]</u>

事業名	新たな活動拠点の調査・発掘
現状・課題	人口の流出及び景気の低迷などにより、空き店舗や空きスペ
	ースが増加している一方で、地域自治の活動拠点が不足して
	いる。
	空き店舗や空きスペースを地域資源と捉え、子育て支援や高
目的	齢者支援といった地域自治を目的とするまちづくり拠点と
	して利活用し、地域の活性化を図る。
事業内容	所管課が把握している空き店舗や空きスペースに関する情
尹未们谷	報を活用し、活動の場に関する情報提供を進める。
協働適正事業	情報共有の推進【市民協働推進課】
	地域資源の有効活用【市民協働推進課】
	商店街などへの支援【商工観光課】
	空き家対策の促進【都市計画課】
関連部署など	市民協働推進課、商工観光課、都市計画課
指標	地域資源に関する登録制度の創設
	商店街活性化事業として空き店舗の活用軒数

[2-2]

事業名	協働人材バンク制度の創設
現状・課題	各分野において、専門的なスキル・知識を有する人材が本市
	においても数多くいると考えられるが、その能力をまちづく
九八	りに活かしている人は少ないため、地域のために個々の能力
	を最大限に発揮してもらうことが望まれる。
目的	様々な分野の専門的な知識や技術を持つ市民を募りデータ
	ベース化し、それらの知識・技術を活用したい市民との橋渡
	しを行い、市民活動の充実・拡充を図ることを目的とする。
	人材バンク制度を創設し、様々な分野ごとに、市民活動を支
事業内容	援する人材を募集し、人材バンク制度に登録してもらい、必
	要とする市民との橋渡しをする。
協働適正事業	地域資源の有効活用【市民協働推進課】
関連部署など	全庁
指標	地域資源に関する登録制度の創設

【協働推進2】地域資源の活用

[2-3]

事業名	寄附により市民活動を支援する仕組みづくり
現状・課題	市民活動に対して、市民で支援するといった考え方が広まっ
	ていない。また、市民や事業者が市民活動に対して寄附する
	仕組みもない。
目的	市民活動に対する財政的な支援策とし、寄附によって活動資
П ПЛ	金を集める手法を促進し、市民活動の維持・促進を図る。
事業内容	ふるさと納税制度を活用するなど、活動を応援したい団体を
	選択して寄附する仕組みについて研究する。
協働適正事業	地域資源の有効活用【市民協働推進課】
	ふるさと納税の推進【企画政策課】
関連部署など	市民協働推進課、企画政策課、財政課
指標	支援したい市民活動団体に寄附する仕組みづくり

[3-1]

事業名	自治組織への参加促進
現状・課題	区・自治会への加入者が減少しており、地域のつながりが失
光	われつつある。
	区・自治会の参加者を増やし、地域の担い手を確保するとと
目的	もに、自治組織の連携及び広域化を検討し、住民同士が支え
	合って暮らすことができるまちを促進する。
	・転入者に対する区・自治会加入促進パンフレットの配布
	・広報やちまた、市ホームページへの加入促進記事の掲載
事業内容	・区加入促進策等に関する区長会勉強会の開催
	・区・自治会の魅力発信
	・自治組織の連携と広域化の検討
協働適正事業	自治組織の強化と活動単位の見直し【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課
指標	区・自治会加入率

[3-2]

[3-2]	
事業名	高齢者の地域活動への参加促進
現状・課題	本市の65歳以上の人口割合はおよそ32%で3人に1人が高齢者となっており、今後、高齢者の占める割合は急速に増加していくことが予測される。
目的	高齢化が進む中で、より多くの高齢者に地域活動へ参加して もらい、まちづくりに参加することに生きがいを感じてもら いながら、地域の担い手となって活躍してもらう。
事業内容	地域活動へ参加することが、生きがいになるような取り組み を促進し、高齢者の地域参加の裾野を広げていく。 ・ボランティア活動、世代間交流行事への参加促進 ・高齢者の地域参加の意識の向上 (支えられつつ、自分が支える側になるといった意識の醸成)
協働適正事業	まちづくりの担い手づくり【市民協働推進課】 生きがい活動の場の確保【高齢者福祉課】 多様な学習情報の収集と提供【社会教育課】 学習機会の充実【社会教育課、中央公民館】 シルバー人材センターの運営支援【商工観光課】 スポーツイベントの充実【スポーツ振興課】 世代間交流事業の実施【高齢者福祉課、子育て支援課】
関連部署など	市民協働推進課、高齢者福祉課、社会教育課、公民館、商工観光課、スポーツ振興課、子育て支援課
指標	シニアクラブ参加人数 生涯学習ガイドの発行回数 高齢者を対象に含む主催等事業の開設数 高齢者を対象に含む主催等事業の高齢者の参加人数 高齢者を対象に含む主催学習講座の開催数 シルバー人材センター会員数 シルバー人材センター会員の就業率 高齢者を対象に含むスポーツイベントの開催数 高齢者を対象に含むスポーツイベントの高齢者の参加人数

[3-3]

事業名	市民主体による円卓会議の実施
現状・課題	様々な立場の市民が集まり、まちづくりに関して話し合う場
光	がないため、市民における主体的な活動が少ない。
目的	共通する課題に取り組む当事者が対等な立場で会議に参加
<u>н</u> нл	し、その課題に対する解決策を導き出すことを目的とする。
車業内宏	様々な活動主体が共通する課題の当事者として話し合う場
事業内容	を設け、連携・協力して課題解決に取り組む。
協働適正事業	話しあいの場・機会づくり【市民協働推進課】
	在宅医療・介護の連携推進【高齢者福祉課】
	認知症施策の推進【高齢者福祉課】
	地域ケア会議の運営【高齢者福祉課】
	介護予防・生活支援サービスの推進【高齢者福祉課】
	福祉サービスの充実【障がい福祉課】
	地産地消の推進【農政課】
関連部署など	市民協働推進課、高齢者福祉課、障がい福祉課、農政課
指標	円卓会議の実施回数
fa	円卓会議の参加人数

※この事業は協働推進体系の【協働推進1】情報共有の推進にも分類されます

[3-4]

事業名	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの普及促進
現状・課題	社会的課題や地域課題について、ビジネスの手法を用いて解
	決するコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスを活用し
九八	た取り組みが少ない。また、現在、実施している有償ボラン
	ティアの活動を継続・拡充してくことも課題である。
	既存の有償ボランティアなどの活動を支援し、事業の自立、
目的	継続を支援するとともに、新たな取り組みを試みる人を支援
П нэ	し、様々な分野において、ビジネスの手法を取り入れた持続
	可能な取り組みを創り出していく。
	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスについての理解
	向上や普及促進を図るため、情報提供や相談業務などを行
事業内容	う。
	また、事業者のビジネススキルの向上に関する取り組みを実
	施しつつ、地域一体となって事業を支えていく。
協働適正事業	市民活動の支援【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課、商工観光課
指標	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスについての普及
1日	促進を行った件数

[3-5]

[3-5]	
事業名	地域まちづくり協議会の設立・運営支援
	生活スタイルの変化や個人ニーズの多様化などにより、地域
現状・課題	のつながり・関心が薄れてしまったことから、今まで継続し
	てきた既存の活動ができなくなりつつある。
	地域まちづくり協議会を設立し、区・自治会やNPO、ボラ
目的	ンティア団体、学校、事業者等が広域で連携して取り組むこ
	とで担い手不足を解消し、地域課題の解決を図る。
	既存の組織では解決することが困難な地域課題について調
	査し、地域まちづくり協議会の設立について検討する。また、
	活動に対する財政的な支援についても併せて検討する。
	[イメージ図]
	区 •
	自治会
	* ランティア NPO
事業内容	地域まちづくり協議会
	学校事業者
	│ │ ※ 組織の設立については、地縁組織を中心とした市民団体が│
	※組織の設立については、地縁組織を中心とした市民団体が 自ら組織の区域及び活動内容などを定め、市へ組織の設立
	を申請することにより、設置できるといった地域の自主性
拉展本工事 类	を原則としたものとする。
協働適正事業	自治組織の強化と活動単位の見直し【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課
指標	地域まちづくり協議会の設置

[3-6]

事業名	地域力向上スクールの実施
現状・課題	地域づくりへの参加は、自分にできること、興味・関心のあ
	ること、日常生活で困ったことなどを共有することから始ま
九八	るが、そうした情報を共有するために必要な話し合いの場や
	機会が乏しい。
	地域の現状や課題について話し合える場づくりを行い、まち
	づくりを自分事として捉え、積極的に自ら取り組む意識を醸
目的	成する。
П нэ	地域の現状や課題、課題を解決するための地域づくり活動に
	ついて知る機会を設け、個々の活動主体がつながり、スキル
	アップすることにより地域力の底上げを図る。
	地域づくりの主体がつながり、地域の現状や課題、地域で行
事業内容	われている活動について学び、話し合える場として「地域力
	向上スクール」を実施する。
協働適正事業	まちづくりの担い手づくり【市民協働推進課】
	話し合いの場・機会づくり【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課
 指	地域力向上スクールの実施回数
1日 保	地域力向上スクールの参加人数

※この事業は協働推進体系の<u>【協働推進 5 】庁内体制の整備</u>にも分類されます

【協働推進4】行政参加の推進

[4<u>-1]</u>

事業名	高校生・大学生が活躍するまちづくりの推進
7F	市事業に対し、高校生、大学生からの意見やボランティアに
	よる協力を受けている事業もあるが、まだまだ、少ない状況
現状・課題	にあり、若年層の意見の反映やまちづくりへの参加が不足し
	ている。
目的	若年層の社会参加・地域参加を促し、将来の地域活動の担い
H EA	手を育成するとともに、異分野・異世代間交流を促進する。
	高校生・大学生に地域活動やボランティア活動等に参加して
事業内容	もらうだけでなく、地域課題を解決するためのアイデアを募
	集し、まちづくりに活かしていく。
協働適正事業	高校や大学との連携・交流
	まちづくりの担い手づくり【市民協働推進課】
	地域ブランドの普及への支援【商工観光課】
	農業後継者対策の推進【農政課】
関連部署など	市民協働推進課、商工観光課、農政課
指標	高校生・大学生からのアイデア数

[4-2]

事業名	パブリックコメント制度の見直し
現状・課題	各種計画等を策定する際に、多様な意見を取り入れられるよ
	う、意見の公募手続について規則を定めているものの、提出
	される意見の数は少なく、制度が形骸化してしまっている。
目的	意見の公募手続きの見直しを図り、積極的に市民の意見を各
	種計画等に反映させる。
事業内容	現状を分析し、意見公募の実施時期など、市民意見公募手続
	の実施に関する規則の見直しを図る。
協働適正事業	行政参加の推進【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課
指標	パブリックコメント制度の見直し

【協働推進4】行政参加の推進

[4-3]

事業名	市民提案型まちづくり活動支援補助金制度の創設
現状・課題	市民提案によるまちづくり活動の仕組みが構築されていな
	いため、市民の自発的な取り組みの促進がなされていない。
目的	市民自らが実施するまちづくり活動に対し、財政的な支援を
	行うことで市民活動の促進を図り、市民と行政の両方がまち
	づくりの担い手となって取り組んでいく。
事業内容	市民自らが地域課題に取り組む際に、財政的な支援策とし
	て、補助金を交付する制度を創設する。
協働適正事業	市民活動の支援【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課
指標	補助金制度の創設

【協働推進4】行政参加の推進

[4-4]

事業名	市民サポーターによるまちづくりの推進
	市民サポーターとして市事業への協力者を募集しているが、
現状・課題	市から市民への働きかけが足りず、十分な協力を得られてい
	ない。また、協力を求めている事業自体も少ない。
	市が実施している事業において、市民のサポートを得ること
目的	で実現できる事業について、市民へ情報提供し、賛同する市
п ну	民の協力を得て様々な課題解決に取り組む。
	既存の市民サポーター募集事業について更なる周知を図り、
事業内容	協力者を募るとともに、市民の協力を得ることで実現できる
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	取り組みについて調査し、募集事業を充実させる。
 協働適正事業	行政参加の推進【市民協働推進課】
伽朗迪亚手来	地域自治・市民活動の推進と連携・支援【市民協働推進課】
	道路の適切な維持管理【道路河川課】
	交通安全運動の推進【防災課】
	防犯ボックスの運営【防災課】
	防犯啓発運動の推進【社会教育課】
	防犯啓発運動の推進【防災課】
	こども 110 番の家事業の支援【社会教育課】
	健康教育・健康相談の推進【健康増進課】
	民生委員、社会福祉協議会などへの活動支援【社会福祉課】
	子育て支援の推進【子育て支援課】
	高齢者の見守り支援【高齢者福祉課】
	啓発・広報の充実【障がい福祉課】
	公園・緑地の管理【都市計画課】
	公園管理サポーター制度の推進【都市計画課】
	公共下水道の整備【下水道課】
	不法投棄の防止【環境課】
	青少年健全育成事業の推進【社会教育課】
	地域ぐるみの育成活動の推進【社会教育課】
	スポーツイベントの充実【スポーツ振興課】
	芸術文化事業の充実【社会教育課】
	結婚を希望する若者への支援【企画政策課】
	読書活動の推進【図書館】
関連部署など	全庁
	市民サポーター事業の募集事業数
指標	市民サポーター事業の参加者数
	11 C 1

【協働推進5】庁内体制の整備

[5-1]

事業名	全庁で取り組む協働推進体制の強化
現状・課題	協働のまちづくりを推進する体制が整備されたものの、 協
	働に関する各部署の意識が不足している。
	また、これまで定期的に職員研修会を実施してきているもの
	の、依然として職員間で協働に関する理解・認識に差がある。
目的	各部署・各職員の協働のまちづくりに対する意識を高め、庁
H HY	内の連携強化を図る。
	専門的な知識を有する講師を招き、協働のまちづくりに関す
 事業内容	る職員研修会を定期的に実施する。また、地区別担当者制度
事業 <u>的</u> 谷	の導入を見据え、地域活動への参加・体験型の研修も併せて
	実施する。
協働適正事業	協働のまちづくりの意識の醸成【市民協働推進課】
関連部署など	全庁
指標	協働のまちづくりに関する研修会実施回数

[5-2]

事業名	地区別担当者制度の導入に向けた地域活動体験研修の実施
	地域にどのような課題があるかが把握できていない。
現状・課題	そのため、地域活動が効果的に行われるためには、行政とし
	てどのような支援をすればよいかがわからない。
	区・自治会をはじめ、まちづくり活動を行う市民と行政との
目的	意思疎通・連携を深めることで、地域の課題を共有し、課題
	解決しやすい環境をつくる。
事業内容	地域の課題や現状を把握するため、地域活動への参加・体験
尹未17日	型の研修を実施する。
協働適正事業	協働のまちづくりの意識の醸成【市民協働推進課】
	職員研修の充実【総務課】
関連部署など	市民協働推進課、総務課
指標	地区別担当者制度の導入に向けた地域活動体験研修の実施

5. 推進計画の指標

目標体系に掲げる5つの目標に対し、それぞれに指標を設定し、計画理念の実 現を目指します。

【目標1】

まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。

指標	現状値	目標値
地域活動やボランティア		
活動に参加した経験(参加		
する意向)がある市民の割		
合		
地域にとらわれない活動		
に参加した経験(参加する		
意向) がある市民の割合		

【目標2】

様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。

指標	現状値	目標値
地域の課題解決に取り組		
む機会が十分にあると考		
える割合		
総合計画2015後期基		
本計画の事業における市		
民参加・協働事業実施件数		

【目標3】

異なる分野の活動主体同士の連携を増やし、効果的な事業の促進を図る。

指標	現状値	目標値
市の事業において、異なる		
分野の活動主体同士が連		
携した事業の数		
異なる分野の活動主体が		
連携して地域の課題解決		
に取り組む機会が十分に		
あると考える割合		

【目標4】

まちづくりに活かせる地域資源(ひと・お金・モノ・情報)を発掘・育成し、 有効活用するための場や機会を増やす。

指標	現状値	目標値
(仮称) まちづくりコーデ		
ィネーターが収集した地		
域資源の件数		
(仮称) まちづくりコーデ		
ィネーターからの地域資		
源の提供件数		

【目標5】

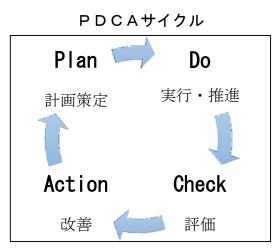
市が実施する事業において協働の手法を数多く取り入れる。

指標	現状値	目標値
市は協働によるまちづく		
りに取り組んでいるまち		
だと感じる市民の割合		
市が市民等に協力を求め		
た事業の数		

第3章 進行管理と検証

1. 進行管理

協働推進事業の進捗状況や効果について定期的に検証し、改善を図っていくPDCAサイクルを確立します。



2. 推進体制

協働のまちづくりは、1つの分野に限定されるものではありません。 このことから、すべての部課等が、それぞれの業務において市民協働の手法 を積極的に取り入れながら、市民とともにまちづくりを進めていくことを基本 とし、併せて以下の推進組織を設置して協働のまちづくりを推進します。

【八街市協働のまちづくり推進委員会の設置】

市の附属機関として、公募市民やまちづくりに関係する団体等で構成する 協働のまちづくりを推進する組織を設置し、市民の意見を取り入れながら 協働のまちづくりに取り組みます。

【八街市協働のまちづくり推進本部の設置】

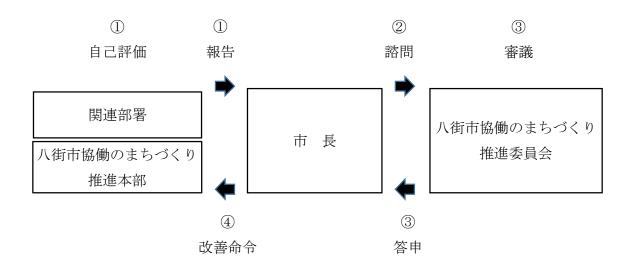
庁内に市長を中心とするすべての部署で構成する協働推進組織を設置し、 この組織において、基本的な協働推進の方向性等を定めるとともに、庁内の 情報共有や連携しやすい環境を整備します。

【市民協働推進課の設置】

庁内の推進体制として、市民と各課及び庁内の連携を促すつなぎ役となる市民協働を担当する課を設置します。

3. 検証体制

- ①協働推進事業の進捗状況について、関連部署において自己評価し、八街市 協働のまちづくり推進本部の意見を踏まえて、市長へ報告する。
- ②市長は、自己評価の内容に基づき、八街市協働のまちづくり推進委員会へ評価内容の審議について諮問する。
- ③八街市協働のまちづくり推進委員会は、諮問された内容を審議し、検証 結果を市長へ答申する。
- ④市長は、八街市協働のまちづくり推進委員会の答申を受けて、改善点を 精査し、事業の見直しを行いながら計画事業を実施する。



第4部

協働事例

第1章 行政参加の事例(市の事業に市民等が参加・協力している事例)

1. 施設の維持・管理

- ・公園サポーター制度(都市計画課)
- ・こうみんかんサポーター (施設管理ボランティア) (中央公民館)



2. 福祉

- ・つくし園保育ボランティア(つくし園)
- ・認知症サポーター(高齢者福祉課)
- ・介護予防リーダー(高齢者福祉課)







3. イベント・講演等

- ・ライブラリーカフェ 市内音楽家・喫茶店の協力 (図書館)
- ・おはなし会事業(図書館)
- 健康講演会 医療機関講師派遣協力 (国保年金課)
- ・親子サロンひまわり イベント ボランティア (子育て支援課)
- ・小出義雄杯八街落花生マラソン大会 運営ボランティア (スポーツ振興課)







給水所係、荷物預け所係 記録・誘導係など、

4. 環境美化·保全

- ・資源回収団体募集 資源ゴミ(古紙類、スチール缶、アルミ缶)(クリーン推進課)
- ・リサイクル推進店認定制度(クリーン推進課)
- ・リユース推進店認定制度(クリーン推進課)
- ・河川清掃ボランティア(環境課)











5. 安心·安全

- 消防団(防災課)
- ・子ども110番の家(社会教育課)
- ・災害ボランティアセンター(災害対策本部・社会福祉協議会)



6. 広報・市民周知

・広報やちまた配架協力 市内コンビニ・スーパー 30店舗(秘書広報課)



7. 市民意見・アイデア

- ・児童館(ひまわりの家)、老人福祉センター(ゆうゆう)愛称公募
- ・小出義雄杯八街落花生マラソン大会 ~走れ!八街 風に吹かれて~大会名称公募
- ・八街駅北口の市有地の利用に向けたサウンディング型市場調査※1
- ・各種計画・施策案に対するパブリックコメント
- ・各種審議会等の公募委員による意見
- ・アンケートによるニーズ調査 (新たな手法: WEB によるアンケート)







※1:自治体が民間事業者との意見交換等を通し、事業者に対して さまざまなアイデアや意見を把握する調査のこと。

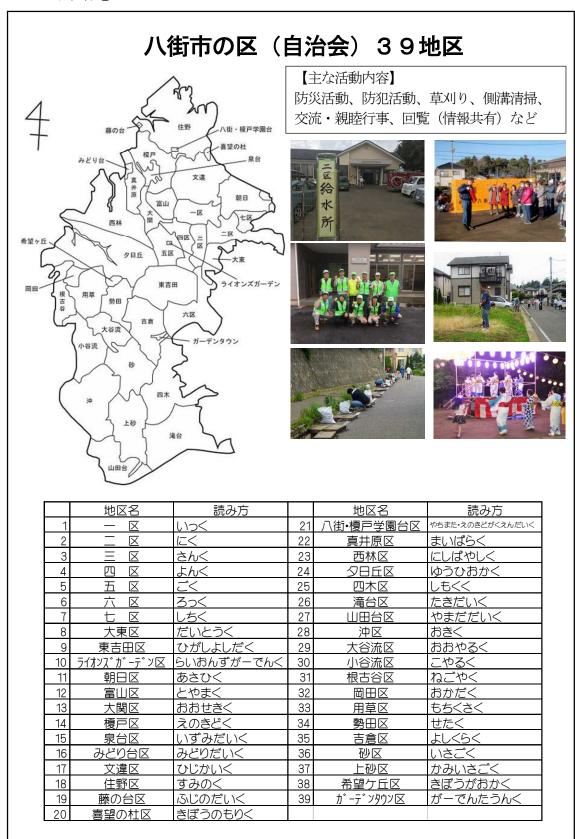
8. その他

- ・文化財ボランティア(社会教育課)
- ・期日前投票における会場(イオン八街店)提供、高校生受付ボランティア (選挙管理委員会)



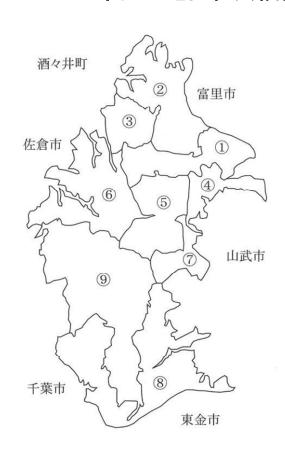
第2章 地域自治の事例(市民等が主体的に取り組んでいる活動の事例)

1. 地域組織(1)



1. 地域組織②

市内の地区社会福祉協議会(9地区)



主な活動内容 親子サロン、高齢者サロン、友愛訪問、 防災訓練など



地区社協名	区名
①八街東地区社協	一区、七区、朝日、富山、大関
②朝陽地区社協	文違、住野、藤の台、喜望の杜、八街・榎戸学園台
③八街北地区社協	榎戸、泉台、みどり台
④実住地区社協	二区、大東
5実住中央地区社協	三区、四区、五区、東吉田、ライオンズガーデン
6交進地区社協	真井原、西林、夕日丘
⑦六区地区社協	六区
8二州地区社協	四木、滝台、山田台、沖
9川上地区社協	大谷流、小谷流、岡田、根古谷、用草、勢田、吉倉、砂、上砂、 希望ケ丘、ガーデンタウン

2. NPO 法人①

NPO 法人セブンエイチ 活動内容

リサイクル推進事業・・・古紙回収等

WEEK TO THE RESERVE T

環境美化事業・・・公園・駅等の清掃 街の美化緑化



ネットワーク推進事業・・・福祉施設 の慰問等



2. NPO 法人②

NPO 法人やちほこり 活動内容

この法人は自主的で、営利を目的としない市民のまちづくり活動を支援する事を目的とし、その為に意見交換や技術協力など多業種の市民又は団体の集合場所となれるシェアスペースを運営し、地産地消の飲食や、町起こしにおける様々な活動の拠点とし、官民協働によるパートナーシップ型まちづくりの普及に寄与することを目的とする。

コワーキングスペース Nutsup? (JR八街駅前)

テイクアウト イベント すずらん通りってドコ?







3. ボランティア・市民活動団体①

子ども食堂

- 1. 風のロッジ だれでも食堂 (東吉田)
- 2. NPO 法人ハーベストミュージックジャパン (八街ほ)
- 3. あそびまめ (八街ほ)







3. ボランティア・市民活動団体②

子育て応援ボランティア mama no wa

『子育ての楽しい街づくり』

- ① みんなが笑顔になる日 ⇒ 季節イベント
- ② 知識を身につけて楽しいママライフ ⇒ 勉強会
- ③ ママの得意をカタチに ⇒ クラフト部
- ④ じっくり話す ⇒ ママの座談会





3. ボランティア・市民活動団体③

八街東みらい塾・交進みらい塾 (学校支援ボランティア)



低学年の算数の補助など

子どもの居場所ネットワーク 協議会



子育て支援マップ

3. ボランティア・市民活動団体④

東吉田みずすましの会(東吉田)





桜の広場の整備

メダカの放流

耕作放棄地の草刈り

お茶のみどころ コスモス (泉台)



区と連携して

地域の居場所づくり

4. 事業者①

生活クラブ風の村八街 「風の村安心システム」とは?

2015年度から東吉田地区を中心に取り組み始めた地域支援です。 買い物バスとサロンの活動からスタート

2019 年度には

- ・ふうちゃん号(買い物バス)→8日・18日・28日
- ・ふうちゃんサロン (多世代交流の場) → 25日
- 子育てサロン
- ・風のロッジだれでも食堂 毎月第3金曜日
- ・学習支援(ひみつ基地 風)
- ・ケアメンレンジャー (男性介護者のあつまり支援)







4. 事業者②

八街生姜ジンジャーエール(ボトリング・ドロップス)



八街生姜ジンジャーエール企業組合

(コミュニティビジネス・地産地消・特産品開発)



サクマ製菓との コラボ商品

4. 事業者③

医療法人社団 誠和会 長谷川病院



ネイルサロン

写真

フリーマーケット

4. 事業者4

アイ・エス・ガステム株式会社

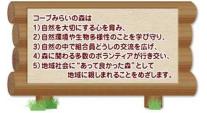


コミュニティスペース ISG PLACE (八街い)



生活協同組合コープみらい 千葉県本部





里山交流拠点 (八街ほ)

5. 各種実行委員会①

やちまたふくしフェスタ



- ・障がい者への理解
- ・障がい者の社会参加



令和元年度ちばコラボ大賞受賞 主催: やちまたふくしフェスタ実行委員会

5. 各種実行委員会②

ちばクラフト青空ビアガーデン







場所: JR 八街駅北口市有地 (地産地消・地域経済活性化) 県内のクラフトビール販売 飲食店の出店

主催:ちばクラフトビアガーデン実行委員会

5. 各種実行委員会③

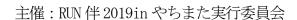
RUN 伴 (ランとも)



RUN 伴(ランとも)は、今まで認知症の人と接点がなかった地域住民と、認知症の人や家族、医療福祉関係者が一緒にタスキをつなぎ、日本全国を縦断するイベントです。

認知症の人と出会うきっかけがなかったがために、認知症の人へのマイナスイメージを持ってしまいがちな地域の人々も、喜びや達成感を共有することを通じて、認知症の人も地域で伴に暮らす大切な隣人であることを実感できます。

RUN 伴(ランとも)はそんなあらゆる人々の出会いの場をデザインし、顔の見えるつながりを各地で生んでいます。





第5部

協働のまちづくり 推進のあゆみ

1. 協働のまちづくり推進のあゆみ

- 平成25年10月 八街市協働のまちづくり検討会を設置(指針づくりを開始)
- 平成27年3月 指針案を策定
 - 4月 八街市協働のまちづくり推進協議会を設置(指針案を審議)
 - 11月 八街市協働のまちづくり指針策定
- 平成28年4月 総務課に市民協働推進班を設置(条例・推進計画の策定を開始)
- 平成29年2月 八街市協働のまちづくり推進計画(平成29年度~令和3年度)策定
 - 4月 市民協働推進課を設置
 - 7月 八街市協働のまちづくり条例を制定 八街市協働のまちづくり推進委員会を設置 八街市協働のまちづくり推進本部を設置
- 平成30年5月 「市民活動サポートセンターの機能等に関する提言について」 市から八街市協働のまちづくり推進委員会へ諮問
- 平成31年3月 「市民活動サポートセンターの機能等に関する提言について」 八街市協働のまちづくり推進委員会が市長へ答申
- 平成31年4月 知っ得・納得やちまた出前講座開始
- 令和元年9月 台風15号による災害ボランティアセンター設置
- 令和元年10月 (仮称) 市民活動サポートセンターの段階的設置に関する基本方針を 決定 (施設整備は公共施設の有効活用を総合的に判断し設置場所を 検討することとし、コーディネーターの設置は先行して行う方針を 決定)
- 令和元年12月 「やちまたふくしフェスタ2018」がちばコラボ大賞(千葉県知事 表彰)受賞